

# 群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施要領

## 第1 趣旨

本事業の実施については、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて(平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知。)によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 事業の内容等

- 1 本要領の対象となる事業内容等は交付等要綱第6の1(1)並びに(4)のうち実施要領別紙4第1の2及び3に定める事業とする。
- 2 本要領の対象となる事業実施主体は、実施要領別紙1の第2に定める畜産クラスター協議会とし、家畜飼養管理施設等の整備を行う取組主体は畜産クラスター協議会の構成員であって実施要領別紙1の第3に定める中心的な経営体又は本事業により整備した施設等を中心的な経営体に貸し付ける者又は実施要領別紙4の第4の3(2)に定める後継者不在経営体とする。
- 3 前項の事業事業主体は、自己、構成員又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

## 第3 事業実施の手続き

- 1 事業実施主体は、本事業を実施するため、実施要領別紙1の第8の1(1)に基づき、実施要領別紙1の別記様式第1号別添事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、知事が認定した畜産クラスター計画を添付し、市町村長に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合にあっては、事業実施主体は承認申請書(別紙様式1号)に事業実施計画及び畜産クラスター計画の写しを添付し、知事に提出してその承認を受けることができるものとする。
- 2 1による実施計画の提出を受けた市町村長は、実施計画について必要な指導及び調整を行った上で、承認申請書(別紙様式1号)に市町村事業実施計画総括表及び事業実施主体から提出された実施計画を添付し、知事に提出してその承認を受けるものとする。

- 3 知事は、1又は2により提出された実施計画が畜産クラスター計画に係る総合評価基準（平成28年2月16日付け畜産課長通知）に照らし評価を行った上で、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、実施要領別紙1の第8の1の（6）に基づき事業計画を承認するとともに、事業実施計画を提出した市町村長又は事業実施主体に対し、承認結果を報告するものとする。
- 4 実施計画の重要な変更は、1から3に準じて行うものとする。  
なお、重要な変更とは、次の（1）から（5）に該当する場合とする。
  - （1）事業の中止又は廃止
  - （2）事業実施地区の変更
  - （3）事業実施主体又は取組主体の変更
  - （4）事業実施主体及び取組主体における事業費の30%を超える増減又は補助金の増もしくは30%を超える減の変更
  - （5）成果目標の変更
  - （6）事業完了年度の変更
- 5 事業の着工
  - （1）本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。  
ただし、地域の事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定前のあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
  - （2）（1）のただし書きにより交付決定前に事業の着工等をする場合にあっては、交付決定前着工届（別紙様式4号）を作成し、市町村を経由して知事に届け出るものとする。  
ただし、事業実施主体が県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合にあっては、事業実施主体は知事に直接届け出ることができるものとする。  
なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。
  - （3）市町村は、事業実施主体が（1）のただし書きに基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
  - （4）市町村長は、事業実施主体から交付決定前着工届（別紙様式4号）の提出があった場合は、知事に届け出るものとする。

#### 第4 県の助成

県は、毎年度、予算の範囲内において、実施計画に基づく事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

#### 第5 事業評価の報告

交付等要綱第35に定める事業実施主体が行う事業評価の報告は、7月末日までに別紙様式5号により知事へ報告するものとする。

#### 第6 管理運営等

## 1 管理運営

- (1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。なお、取組主体が再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電したことが判明した場合には、市町村長は、事業実施主体等に指示を行い、当該施設の整備に係る補助金の全部又は一部について、速やかに返納させるものとする。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設については、この限りではない。

## 2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。ただし、実施要領第4の2の事業を実施する場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

## 3 指導監督

市町村長は、本事業の適正な推進を図るため、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努める。

また、市町村長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を指導監督するものとする。

## 4 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成27年6月12日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、改正後の規定は同日以後に事業計画を承認した事業から適用するものとし、改正前に承認が行われた事業についてはなおその効力を有するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、令和2年3月25日から施行し、改正後の規定は同日以後に事業計画を承認した事業から適用するものとし、改正前の規定は、改正前に承認が行われた事業についてはなおその効力を有するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、令和2年7月20日から施行し、改正後の規定は同日以後に事業計画を承認した事業から適用するものとし、改正前の規定は、改正前に承認が行われた事業についてはなおその効力を有するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、令和3年3月12日から施行し、改正後の規定は同日以後に事業計画を承認した事業から適用するものとし、改正前の規定は、改正前に承認が行われた事業についてはなおその効力を有するものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年1月25日から施行し、改正後の規定は同日以後に事業計画を承認した事業から適用するものとし、改正前の規定は、改正前に承認が行われた事業についてはなおその効力を有するものとする。

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長名 氏 名

（市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名）

群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施計画の承認について（申請）

群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施要領第3の1に基づき、事業計画を承認されたく申請  
します。

（注）関係書類として、別添及び事業実施計画書（実施要領別紙1の別記様式第1号別添）を添  
付すること。

### 市町村事業実施計画総括表

総括表

(市町村名： )

番号	市町村名	事業実施主体名	取組主体名 (借受者名)	取組内容	対象畜種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設区分、 構造、規格、 能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了 年月日	備考
								国費	県費	市町村費	その他		
事業費計													
附帯事務費													
計													

- (注) 1 「取組内容」欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること。  
 2 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあつては併記すること。  
 3 「事業内容」欄には、実施要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を記入すること。  
 4 各番号に対応する別記様式第1号別添を添付すること。  
 5 整備した施設の貸付けをする場合には、「取組主体」の欄に、取組主体名及び借受者名を記載すること。

文書番号  
年 月 日

(事業計画承認申請者) 様

群馬県知事 印

群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施計画の承認について（通知）

年 月 日付け により申請のあった、標記事業計画について、群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施要領第3の2に基づき承認します。

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事                      あて

市町村長名      氏              名

（市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者      氏              名）

群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施計画の変更承認について（申請）

年 月 日付け 第 号により承認された標記事業計画について、下記のとおり変更したいので、群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施要領第3の3に基づき承認されたく申請します。

記

1 事業内容

2 変更内容及び理由

3 変更後の事業計画

別紙様式1号別添及び実施要領別紙1様式第1号別添の様式に準じ、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きするとともに（変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き）、必要書類を添付すること。





年度群馬県畜産競争力強化対策整備事業成果報告書（評価報告書）  
（ 年度）

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長名 氏 名

（市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名）

群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施要領第 5 に基づき、別添のとおり報告します。

- （注） 1 関係書類として別添及び成果報告書（実施要領別紙 1 別記様式第 3 号別添）を添付すること。  
2 第 6 に基づく事業の評価報告を行う場合は、上記（ ）書きを記載すること。

